

地域生活定着支援センターとの連携強化事業について

参考資料

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活支援推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地域生活定着支援センターとの連携強化事業（地域生活支援事業）

令和4年度予算額：518億円の内数

【事業目的】障害者等が、矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）、留置施設等（以下「矯正施設等」という。）からの退所後に実際に生活を営もうとする市町村等において、円滑に福祉サービス等を利用できるよう、市町村等が地域生活定着支援センターとの連携をより促進することにより、地域における支援体制の強化を図ることを目的とする。

事業内容

（ア）地域生活定着支援センターとの連携による相談支援事業所等の利用調整

地域生活定着支援センターからの依頼に応じ、同センターとの連携のもと、対象者の意向、状態等を勘案して地域の相談支援事業所及び障害その他福祉サービス事業所等の円滑な利用に向けた対象者や地域生活定着支援センターとの調整

（イ）事業所等の後方支援

対象者を受け入れた事業所等に対して、事業所独自では解決困難な課題の解決を図る等のための後方支援（コンサルテーション）

（ウ）支援者の育成、社会資源の開発

矯正施設等退所者への対応に関して専門性、ノウハウを有する事業所等、支援者の育成のための取組及び受入が可能な事業所等の増加に向けた取組、地域生活定着支援センターとの定期的な協議・情報交換の実施等

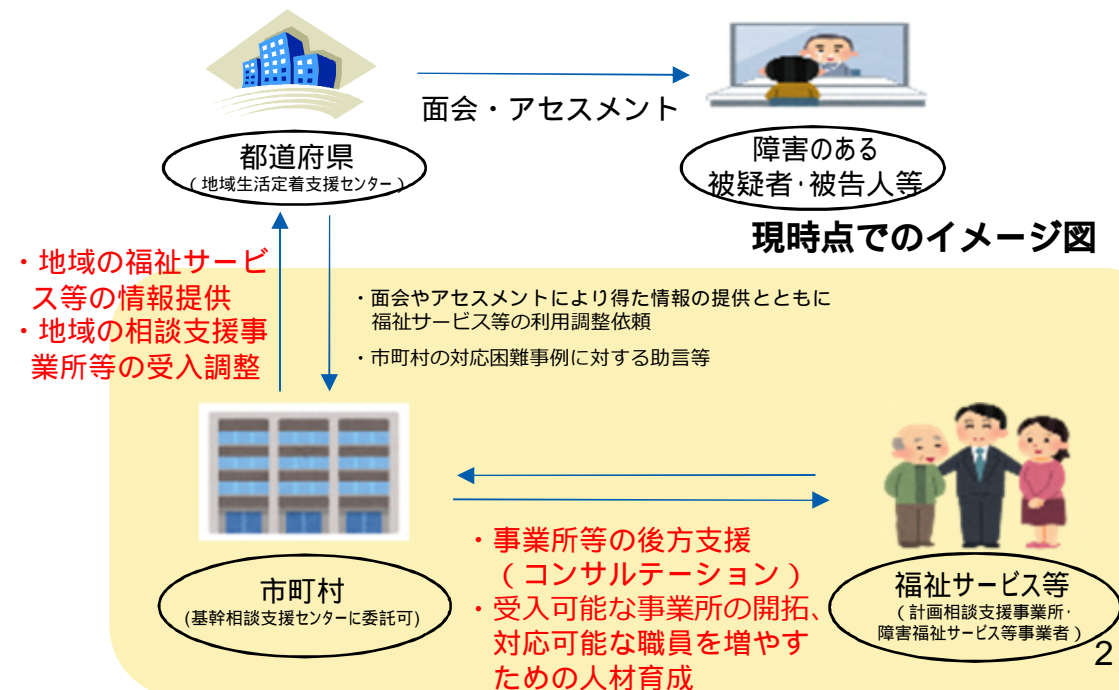
実施主体

市町村、特別区、一部組合及び広域連合とする（基幹相談支援センター及び本事業を適切に実施できると認める団体等に委託可）

事業内容（ア）の対象者

次に掲げる者で、障害を有するために、福祉的な支援を必要とする者であって、地域生活定着支援センターから相談支援事業所等への利用調整の依頼があった者。

- ・ 矯正施設退所予定者及び退所者
- ・ 身体を拘束された被疑者又は被告人及び起訴猶予の処分を受けた者、罰金若しくは科料の言渡しを受けた者又は刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者
- ・ その他、市町村等が必要と認める者



事業実施にあたってのQ&Aについて（目次）

（事業の実施者について）

Q1. 本事業については、基幹相談支援センター及び本事業を適切に実施できると認める団体等に委託することができるとしているが、具体的にはどのような者を配置した団体等を想定しているのか。

（事業内容について）

Q2. 本事業の具体的な事業内容について、どのようなものが想定されるか。

（事業の役割分担について）

Q3. 地域生活定着支援センターにおいても入口・出口支援として矯正施設等退所者の支援を実施しているが、地域生活定着支援センターとはどのような役割分担となるか。

（対象者への支援について）

Q4. 本事業を基幹相談支援センターに委託して実施する場合、本事業の担当者が相談支援専門員として対象者の計画相談も実施することになるのか。

（事業所等への受入支援策について）

Q5. 地域の障害福祉サービス事業所等における対象者への支援に当たって、報酬上どのような加算があるか。

（関係機関について）

Q6. 地域生活定着支援センター以外の関係機関（弁護士会等）から対象者に係る相談支援事業所等への利用調整の依頼があった場合、本事業の対象となるか。

（個人情報関係について）

Q7. 本事業の実施にあたって、地域生活定着支援センターと連携して進めることになるが、個人情報関係でどのような点に留意すべきか。

（事業の執行について）

Q8. 本事業は令和4年度からの新規事業であるが、内示について、スケジュール等を教えてほしい。

事業実施にあたってのQ&Aについて

事業の実施者について

Q1. 本事業については、基幹相談支援センター及び本事業を適切に実施できると認める団体等に委託することができるとしているが、具体的にはどのような者を配置した団体等を想定しているのか。

A. 地域生活定着支援センターから依頼があった対象者について、地域生活定着支援センターと連携の上、当該団体等が中心となって、地域の障害福祉サービス事業所や相談支援事業所等につなげていく必要がある。

このため、基幹相談支援センターのほか、地域づくりや人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う「主任相談支援専門員」を配置している団体等に委託することを想定している。

なお、本事業の実施にあたっては、ソーシャルワークの実践のノウハウを有することが重要であり、触法障害者の対応に係る専門的な知識やノウハウを十分に有している団体に限られるものではないと考えている。

上記の点を踏まえつつ、触法障害者を地域生活につなげる支援体制の整備を図るため、積極的に本事業の実施について検討していただくようお願いする。

事業実施にあたってのQ&Aについて

事業内容について

Q2. 本事業の具体的な事業内容について、どのようなものが想定されるか。

A. 例えば、以下のような内容が想定される。

- ・ 本事業を実施する基幹相談支援センター等が、触法障害者等を地域生活につなげるための地域生活定着支援センターとの中心的な窓口として各種調整を実施
具体的には、地域生活定着支援センターから、対象者への面会やアセスメントにより得た情報（対象者の地域生活に係る意向、状態等）の提供を受け、地域の相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等との間で必要な福祉サービスの利用開始に向けた調整等を実施、各事業所等での受け入れに向けた関係機関・事業所等との会議を実施
- ・ 既に福祉サービスを利用中の触法障害者を受け入れている事業所等に対する定期的な訪問・連絡、対象者の支援のために必要な助言等の実施、サービス担当者会議や個別支援会議等のケア会議への参加
- ・ 地域生活定着支援センターと連携した、地域の事業所に対する触法者の理解等に向けた研修や啓発活動等の実施
- ・ 地域生活定着支援センターとの定期的な協議や情報交換（困難事例の検討、対象者や事業所等の状況の情報共有等）
- ・ （自立支援）協議会を活用した、触法障害者等を地域生活につなげるための地域の支援機関同士の顔が見える関係づくりの取組の実施

なお、地域生活定着支援センターとの連携を中心とした障害者の入口支援を効果的に実施する方法について、調査研究を実施し、報告書を公表しているが、現在当該報告書の概要版を作成しており、別途、情報提供する予定であるため参考としていただきたい。

事業実施にあたってのQ&Aについて

事業の役割分担について

Q3. 地域生活定着支援センターにおいても入口・出口支援として矯正施設等退所者の支援を実施しているが、地域生活定着支援センターとはどのような役割分担となるか。

A. 矯正施設等の退所前後における支援（対象者のアセスメント等）は地域生活定着支援センターが行い、地域生活定着支援センターからの依頼後、帰住先や福祉サービス等の利用調整等について、市町村と地域生活定着支援センターがある程度の期間併走する形で支援するが、例えば帰住先等が決まってからはその後の状況に応じて順次、市町村の支援に移行することを想定している。なお、具体的な連携方法等については、各地域の実情等を踏まえ、地域生活定着支援センターと協議する等によって決めていただきたい。

対象者への支援について

Q4. 本事業を基幹相談支援センターに委託して実施する場合、本事業の担当者が相談支援専門員として対象者の計画相談も実施することになるのか。

A. 対象者が困難ケースである等、必要に応じて担当者が計画相談を担当することも考えられるが、基本的に本事業の実施主体は、障害福祉サービス事業所等の後方支援の役割を担うことを想定している。

このため、計画相談支援は別の相談支援事業所に依頼し、主に当該相談支援事業所等のバックアップや地域づくりを担うことを想定している。

事業実施にあたってのQ&Aについて

事業所等への受入支援策について

Q5. 地域の障害福祉サービス事業所等における対象者への支援に当たって、報酬上どのような加算があるか。

A. 触法障害者等の受け入れを促進するため、障害福祉サービス等の報酬において以下の加算が設けられている。必要に応じて障害福祉サービス事業所や相談支援事業所等への情報提供をお願いします。

○グループホーム、障害者支援施設、宿泊型自立訓練

〔地域生活移行個別支援特別加算〕

医療観察法に基づく通院医療の利用者や刑務所出所者等に対し、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整（ ）によりグループホーム等を利用することになった者に地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合に算定

(加算額)・グループホーム・宿泊型自立訓練：670単位/日（3年以内）

・障害者支援施設：306単位/日（3年以内） + 体制加算 12単位/日

○自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

〔社会生活支援特別加算〕

医療観察法に基づく通院医療の利用者や刑務所出所者等に対し、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整（ ）により自立訓練事業所等を利用することになった者に地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合に算定

(加算額) 480単位/日（3年以内）

本事業の実施主体の市町村（市町村が委託する基幹相談支援センター等を含む。）が地域生活定着支援センターと調整することにより、グループホーム等を利用することになった者についても、上記加算の対象者要件である「地域定着支援センターとの調整によりグループホーム等を利用することになった者」として取り扱って差しつかえない。

(なお、相談支援事業所による触法障害者等の対応に当たっては、以下の加算も活用可能である。)

計画相談支援、障害児相談支援

〔退院・退所加算〕

刑事施設等からの退所時に、当該施設職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けてサービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定

(加算額) 200単位/回（3回を限度）

事業実施にあたってのQ&Aについて

関係機関について

Q6. 地域生活定着支援センター以外の関係機関（弁護士会等）から対象者に係る相談支援事業所等への利用調整の依頼があった場合、本事業の対象となるか。

A. 本事業の趣旨は、地域生活定着支援センターとの連携を強化することで、触法障害者の円滑な福祉サービスの利用調整を実施することである。

このため、地域生活定着支援センター以外の関係機関から直接依頼を受けた場合についても、対象者の情報について、本人の同意の下、地域生活定着支援センターに情報共有し、必要に応じて地域生活定着支援センターに助言を求める等、地域生活定着支援センターとの間で必要な連携を行いつつ対応されたい。

事業実施にあたってのQ&Aについて

個人情報の関係について

Q7. 本事業の実施にあたって、地域生活定着支援センターと連携して進めることになるが、個人情報の関係でどのような点に留意すべきか。

A. 個人情報の取扱いについては、各自治体が定める条例等に則って対応することとなるが、対象者の支援にあたっては、支援対象者に対して情報連携の必要性について十分に説明の上、地域生活定着支援センターその他連携を行う機関等に対して情報の共有を行う旨の同意を得ることが望ましい。

なお、地域生活定着支援センターにおける個人情報の取扱いについては以下のとおり示されているため、必要に応じて参考にされたい。

(参考)「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」(平成21年5月27日付社援総発第0527001号別添)(抄)

犯罪歴、非行歴等の情報は、その性質上、厳に慎重に取り扱わなければならないものであることに鑑み、業務の遂行に当たっては、利用者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。また、他の機関等に利用者又はその関係者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じるものとする。

事業の執行について

Q8. 本事業は令和4年度からの新規事業であるが、内示について、スケジュール等を教えてほしい。

A. 本事業については、今回の所要見込み額調査を行った上で、当該所要額について、今年度の地域生活支援事業費等補助金の内示を行う際に参考とさせていただく予定である。内示の時期については、本年秋頃を予定している。

新規事業の実施に向けた参考事例

予算の確保について

本事業については、地域生活支援事業（市町村任意事業）であり、必要な経費については、地域生活支援事業費等補助金（市町村負担分含む）等により確保することとなる。令和4年度からの事業実施にあたっては、以下の対応が必要となることが考えられる。

< 補正予算の計上 >

財政担当部署との協議や市長等の幹部協議、議会における補正予算の決議等の対応が必要となることが考えられる。これらの調整には時間がかかるほか、議会開催の時期との関係でタイミングが限られることに留意が必要である。

< 他の財源からの流用 >

当初予算に計上された地域生活支援事業費に係る予算の中では本事業実施に必要な財源の確保が困難な場合は、補正予算の計上のほか、他の財源からの流用で対応することも考えられる。その際は、財政担当部署との協議等の対応が必要となることが考えられる。

委託契約について

本事業を委託により実施する場合、例えば、既に基幹相談支援センターの業務を委託している事業所に本事業の実施も委託することが考えられる。その場合は、契約内容の変更を当該事業所との間で行うこととなる。その際、委託契約や仕様書等の変更手続きの対応が必要になり、委託予定の事業所との間で調整等が必要になることが考えられる。

また、当該自治体が委託している事業所とは別に新規に団体に委託する場合や、既存の委託事業所との契約内容の変更が困難な場合は、新たに契約の締結が必要で、その際、入札等の対応が必要となることが考えられる。

備考

事業の実施に必要な手続については、各自治体における規則等によって変わってくるものが考えられるため、担当部署等に確認の上で進めること。